

条例番号	条例名	所管名	公布年月日
条例第1号	さいたま市市税条例の一部を改正する条例	税制課	令和元年5月20日

さいたま市条例第1号

さいたま市市税条例の一部を改正する条例

さいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄</p>	<p style="text-align: center;">(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の8に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の8に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）</p> <p>(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を県内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、令第7条の17各号の規定により定めるもの</p> <p>(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄</p>

附金とみなされるものを含み、法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金を除く。)並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(次号に掲げる寄附金を除く。)のうち、次に掲げるもの

ア～ウ [略]

(2) [略]

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

3 第1項第1号イ又はウの規定による市長の指定があった日の属する年の1月1日から当該指定があった日の前日までの間に支出した同号イの規定による指定前の法人若しくは団体に対する寄附金又は同号ウの規定による指定前の寄附金は、それぞれ同号イ又はウの規定による寄附金とみなす。

(市民税の申告)

第28条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項(回項第2号)に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定す

附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。)並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(次号に掲げる寄附金を除く。)のうち、次に掲げるもの

ア～ウ [略]

(4) [略]

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項(法附則第5条の6第2項、第5条の7第2項、第33条の2第7項第4号、第33条の3第7項第4号、第34条第6項第4号、第35条第8項第4号、第35条の2第8項第4号及び第35条の4第5項第4号並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。))第3条の2の2第11項第5号及び同条第14項第5号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

3 第1項第3号イ又はウの規定による市長の指定があった日の属する年の1月1日から当該指定があった日の前日までの間に支出した同号イの規定による指定前の法人若しくは団体に対する寄附金又は同号ウの規定による指定前の寄附金は、それぞれ同号イ又はウの規定による寄附金とみなす。

(市民税の申告)

第28条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。))、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項(回項第4号)に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定す

る特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第15条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～4 [略]

5 第14条第1項第1号に掲げる者は、第24条の2第1項(同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。

6～9 [略]

附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第15条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第1項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第36条の2第1項、附則第37条第1項、附則第38条第1項、附則第41条第1項、附則第42条第1項、附則第42条の2第1項又は附則第43条第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

る特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第15条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～4 [略]

5 第14条第1項第1号に掲げる者は、第24条の2第1項(同項第4号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。

6～9 [略]

附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第15条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第36条の2第1項、附則第37条第1項、附則第38条第1項、附則第41条第1項、附則第42条第1項、附則第42条の2第1項又は附則第43条第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項、第5条の7第2項、第33条の2第7項第4号、第33条の3第7項第4号、第34条第6項第4号、第35条第8項第4号、第35条の2第8項第4号及び第35条の4第5項第4号並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第11項第5号及び同条第14項第5号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第15条の5 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第24条の2第1項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金(租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令附則第4条の5第2項で定めるところにより計算した

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第16条 [略]

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第19条から第21条まで、第24条から第25条まで、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項、附則第15条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 [略]

(寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第17条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第24条の2第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第28条第3項の規定による申告書の提出(第29条第1項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申

金額に相当する部分を除く。)とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第16条 [略]

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第19条から第21条まで、第24条から第25条まで、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項、附則第15条の3の2第1項及び附則第15条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 [略]

(寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第17条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第24条の2第1項(同項第1号に係る部分に限る。)及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第28条第3項の規定による申告書の提出(第29条第1項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、第24条の2第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告

告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

- 4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講じるものとする。

第17条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第24条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第36条の2 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

- 4 法附則第7条第13項前段の規定の適用がある場合においては、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講じるものとする。

第17条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定により当該送付がなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項及び第5項（法附則第7条の3第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第24条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第36条の2 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第36条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第37条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

4 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第38条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及

(3)・(4) [略]

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第37条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第37条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

4 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第38条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第38条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条

び附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第41条 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第42条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割

の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第41条 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第41条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第42条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第42条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第25条、第25

の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第43条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第43条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条及び第25条の2第1項並びに附則第15条第1項、第15条の3第1項及び第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条及び第25条の2第1項並びに附則第15条第1項、第15条の3第1項及び第15条の3

の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第43条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第43条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第43条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条及び第25条の2第1項並びに附則第15条第1項、第15条の3第1項及び第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第43条の2第1項に規定する特例適用利子等の

の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条及び第25条の2第1項並びに附則第15条第1項、第15条の3第1項及び第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条及び第25条の2第1項並びに附則第15条第1項、第15条の3第1項及び第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第44条 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第19条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」

額」と、第24条の2第1項前段、第25条及び第25条の2第1項並びに附則第15条第1項、第15条の3第1項及び第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条及び第25条の2第1項並びに附則第15条第1項、第15条の3第1項及び第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第43条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、第24条の2第1項前段、第25条及び第25条の2第1項並びに附則第15条第1項、第15条の3第1項及び第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第44条 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第19条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の4を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、10

という。)を控除して得た率に5分の4を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の4の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条及び第25条の2第1項並びに附則第15条第1項、第15条の3第1項及び第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条及び第25条の2第1項並びに附則第15条第1項、第15条の3第1項及び第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条及び第25条の2第1項並びに附則第15条第1項、第15条の3第1項及び第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条及び第25条の2第1項並びに附則第15条第1項、第15条の3第1項及び第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

6 [略]

0分の4の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条及び第25条の2第1項並びに附則第15条第1項、第15条の3第1項及び第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第44条第1項に規定する条約適用利子等の額」と、第24条の2第1項前段、第25条及び第25条の2第1項並びに附則第15条第1項、第15条の3第1項及び第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条及び第25条の2第1項並びに附則第15条第1項、第15条の3第1項及び第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第44条第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、第24条の2第1項前段、第25条及び第25条の2第1項並びに附則第15条第1項、第15条の3第1項及び第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

6 [略]

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年6月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後のさいたま市市税条例（以下「改正後の条例」という。

）第24条の2並びに附則第15条の4及び第17条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 改正後の条例第24条の2第1項及び附則第17条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第24条の2第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り。）
附則第17条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り。）
	送付	送付又はさいたま市市税条例の一部を改正する条例（令和元年さいたま市条例第1号）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前のさいたま市市税条例附則第17条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

3 改正後の条例附則第17条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。